

YAO MINAMI YAMAMOTO PADRE

# 南山本PADRE 『心得』

- 「南山本**PADRE**」とは・・・・・・・・・・1P
- 理念・活動内容・・・・・・・・・・1P
- 行動指針・・・・・・・・・・1P
- 規定・規約・・・・・・・・2～6P

*Padre*



# 南山本PADRE規程・規約

## 第1章 総則

### 第1条〔規程の目的〕

本規程は、八尾南山本サッカー少年団（八尾南山本Junior Soccer Club以下「南山本JSC」という）のサポート組織である南山本PADRE（以下「PADRE」という）の組織および運営に関する基本原則を定める。

### 第2条〔遵守義務〕

PADREに登録した全ての会員ならびに関係者は、本規程および南山本JSCの諸規定を遵守する義務を負う。

## 第2章 組織

### 第1節 組織及び会員登録

#### 第3条〔組織構成〕

PADREは、A会員とS会員で構成し、それぞれの会員を下記のとおり規定する。

A会員：南山本JSCに在籍する小学生の保護者で、南山本JSCの運営をサポートするとともに南山本PADREとしてサッカー練習・対外ゲーム・フットサルゲーム等に参加する者とする。

S会員：南山本JSCのスタッフ（これまでの経験者を含む）と南山本JSCのOB（元A会員含む）で、南山本PADREとして対外ゲーム・フットサルゲーム等に参加出来る者とする。

#### 第4条〔会員申し込み〕

PADREへの加入申し込みは所定の入会申込用紙（規約同意書）を代表に提出することでこれを行う。また加入登録にあたっては、別に定める年会費を納入することと、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するものとする。

#### 第5条〔会員登録〕

会員登録は、前条同意書の受領・年会費の納入・保険加入の終了後、PADREの発信する会報（PADRE通信等）においてPADRE会員に告知した日をもって完了する。

#### 第6条〔PADRE会員登録解除〕

PADRE会員登録解除は、その時期およびその理由に関係なく、選手本人が直接代表に口頭または文書をもって申し入れすることで完了し、第三者のいかなる妨げも受けない。

### 第2節 役員

#### 第7条〔役員とその選任〕

PADREには、次の役員を置き、年次総会で会員の互選により選出する。

- (1) 代表 : 1名
- (2) 副代表 : 3名
- (3) 監事 : 2名

#### 第8条〔代表の職務〕

代表は、PADRE運営を総理し、PADREを代表する。

#### 第9条〔副代表の職務〕

副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代理する。

#### 第10条〔監事の職務〕

監事は、PADREの運営および財産に関し、次の規定する業務を行なう。

- (1) PADREの財産の状況を監査すること
- (2) 代表の組織運営の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または運営の状況について不整の事実を発見したときは、これを速やかに会員全員に報告すること

#### 第11条〔役員任期〕

役員任期は当該年度4月1日から次年度3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。また、補欠・増員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第12条〔役員の解任〕

役員が次の一つに該当するときは、PADRE 会員現在数各々の3分の2以上の賛成により解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため組織運営に堪えないと認められるとき
- (2) 運営上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第13条〔役員の報酬〕

役員は、いかなる場合も無償とする。

### 第3節 専門委員会

#### 第14条〔専門委員会の設置と所管事項〕

PADRE の円滑な運営のため、次の専門委員会を設置し、各々の所管事項を定める。

- (1) 総務委員会
  - 1、総務、企画、法律、広報、購買、保険、スカウトに関する事項
  - 2、他の委員会に属さない事項
- (2) 技術委員会（フットサル委員会は技術委員会に吸収）
  - 1、選手の育成、強化に関する事項
  - 2、公式戦チームの編成案の作成
  - 3、強化方針に基づく技術指導
  - 4、フットサルに関する事項
  - 4、その他技術指導に関する事項
- (3) 審判委員会
  - 1、競技規則の解釈、適用
  - 2、審判員の育成
  - 3、南山本JSCのための審判員派遣に関する事項
  - 4、フェアプレーに関する事項
- (4) 財務委員会
  - 1、毎年度予算案および決算案の策定
  - 2、資金計画とその進捗管理
  - 3、その他財務および経理に関する重要事項の策定
- (5) IT委員会
  - 1、コミュニケーションツールの運営促進、環境改善に関する事項
  - 2、コミュニケーションツールのメンテナンスに関する事項
- (6) 地方対策委員会
  - 1、本拠地をのぞく地域の情報収集に関する事項
  - 2、地方団体とのマッチメイクに関する事項

#### 第15条〔専門委員会の専任者〕

前条各委員会の専任者は代表が年次総会にて推薦し、PADRE 会員現在数各々の3分の2以上の賛成をもって任命する。

#### 第16条〔専門委員会の開催〕

各専門委員会は定期的に会合を行い、その活動の進捗を報告確認するものとする。また各専門委員会の審議・決定事項は、速やかに代表に報告するものとする。

### 第4節 組織図

#### 第17条〔組織図〕

PADRE 組織図（別紙）は、年1回年次総会后、総務委員会が作成し会報等にて会員に告知する。

### 第5節 審判員

#### 第18条〔審判資格の取得と更新〕

PADRE は、南山本JSCが主催する又は招待された試合において南山本JSCスタッフのサポートをする為、日本サッカー協会（および管轄下の各都道府県のサッカー協会）認定の4級以上の審判員資格取得を積極的にすすめる。取得者は出来る限り年1回の更新をするものとする。ただし、審判資格取得・更新は強制ではなく、資格取得・更新にかかる諸費用も会員の自己負担とする。

### 第6節 会旗および標章

## 第19条〔会旗〕

PADRE の会旗・標章は、別紙図面のとおりとする。

## 第20条〔会旗・標章の使用制限〕

- (1) 会旗・標章は、総務委員会の事前の承認を得ない限り、徽章その他意匠として使用する事はできない。
- (2) 会旗または標章を意匠として使用することを希望する場合は、総務委員会に対し、使用目的・図案・使用範囲を明確にしなければならない。
- (3) 前項の承認の可否は、総務委員会において決定する。

# 第7節 コミュニケーション

## 第21条〔コミュニケーションツールと役割分担〕

PADRE の活動報告その他の連絡事項は、次のツールによって行い、会員全員へ周知徹底させるため、役割とその内容を定める。

- (1) PADRE 通信・・・主に PADRE 全般に関する事項に関し、代表が作成し、携帯電話メール・自宅メール・会社メールへ配信。随時発信。
- (2) レフリーコミュニケーション・・・審判活動に関する事項に関し、審判委員が作成し、携帯電話メール・自宅メール・会社メールへ配信。随時配信。
- (3) 「メーリングリスト」・・・PADRE 活動全般に関する事項について、PADRE 通信を補うツールとして、複数のメーリングリストを活用する。なお、メーリングリストは代表の承認を条件に、その目的ごとにメンバーを限定して運用する。
- (4) その他、各専門委員会が必要に応じて随時発行する報告書。

## 第22条〔コミュニケーションルール〕

PADRE および南山本 J S C の運営を円滑に進めるため、前条各コミュニケーションツールについてルールを定め、PADRE 会員はそのルールを遵守するものとする。

- (1) PADRE が発信・配信する全てのものに関して、如何なる場合も PADRE 代表の許可なくそれを行うことは出来ない。
- (2) PADRE が発信・配信する全てのものに関して、如何なる場合も南山本 J S C への報告を行わなければならない。

# 第3章 活動

## 第23条〔目的〕

PADRE は、南山本 J S C の運営が円滑に行なわれるよう、その運営方針に沿って、そのサポートを活動の主な目的とする。

## 第2節 南山本 J S C サポート活動

### 第24条〔サポート内容〕

PADRE は、以下の各項について子供の在籍する学年を超えてサポートする。

- ① 南山本 J S C スケジュールに沿った練習・試合の帯同、保守および審判補佐
- ② 南山本 J S C 主催大会の会場設営撤去・車両整理・審判補佐
- ③ 南山本 J S C の主催するトレーニングキャンプの帯同、保守
- ④ 南山本 J S C から依頼の学校清掃・救命救急講習等への参加

### 第25条〔サポート時の留意事項〕

PADRE は、「プレイヤーズ・ファースト（＝すべては選手が優先）」の基本理念を理解し、前条の各サポート時に常に以下の各項に留意する。

- ① いかなる場合であっても、練習・試合時に子供へのコーチングはしない。
- ② 練習・試合帯同時、子供たちの世話はしない。（スタッフからの依頼があった場合を除く）  
但し、誰が見ても危険と認めることに関しては、大人としての指導をする。
- ③ 子供たちの試合中、ベンチと保護者の応援スペースに十分な距離を確保する。
- ④ 子供たちの試合中、審判のジャッジに対していかなる異議申し立てをしない。
- ⑤ 子供たちの試合中、コーチの選手選択に対していかなる異議申し立てをしない。
- ⑥ 子供たちの素晴らしいプレー・行動に対しては大いに褒め、いかなる場合も叱ることはしない。
- ⑦ 練習・試合帯同の際は、極力審判補佐ができる準備をし、コーチより要請があった場合のみ進んで協力する。
- ⑧ 練習・試合会場の定める喫煙場所等の規定は厳守する。
- ⑨ 練習・試合会場の美化、ゴミの持ち帰りに努める。
- ⑩ 練習・試合会場の設営・撤去等はすすんで協力する。
- ⑪ 車での帯同の場合、子供たちの安全を最優先に考えた運転を心掛ける。

- ⑫ 急病やケガなど不測の事態が発生した場合は、スタッフと協同してその保護を最優先する。

## 第3節 PADRE 練習・試合

### 第26条〔PADRE 練習〕

PADRE は、主に JSC 事務局に認められた日程にて、決められた場所で練習を行なう。

### 第27条〔PADRE 練習時の注意事項〕

PADRE は、練習時いかなる理由があっても南山本 JSC の練習を妨げてはならない。

以下の各項に常に留意する。

- ① 「各校グラウンド使用についての注意事項（南山本 JSC 発行・別紙）」を厳守する。
- ② 南山本 JSC の練習に十分配慮し、適度なスペースを利用して練習を行う。
- ③ 南山本 JSC の子供たちや見学中の保護者など周りに怪我を負わせないように十分注意する。
- ④ 子供たちを威圧するような言動・行動はしない。
- ⑤ 南山本 JSC のコーチの練習協力要請（ミニゲーム等）があればすすんで協力する。
- ⑥ 使用グラウンドの整備（トンボ掛け、石拾い等）をすすんで行う。
- ⑦ 各校グラウンドにおいては、PADRE 単独での練習はしない。

### 第28条〔PADRE 対外試合〕

PADRE は、日頃の練習の成果をいかに発揮し、試合を通じて、その勝敗に関わらず子供たちの見本となり、子供たちに感動を与えられること、また自己の成長を試すことを目的として試合を行う。

### 第29条〔PADRE 対外試合時の注意事項〕

PADRE は、いかなる場合も「品格」ある行動で試合に臨む。

- ① 著しい反則行為をしない。
- ② 乱暴な言動・行動はしない。
- ③ 審判のジャッジに対して抗議はしない。
- ④ 選手等に対する暴行・脅迫をしない。
- ⑤ 試合会場の設営・撤去はすすんで行う。
- ⑥ 試合会場のルールを厳守する。
- ⑦ 自身の健康状態に留意し無理をしない。
- ⑧ 自身の体力・技量を過信せずケガをしないように注意する。

### 第30条〔南山本 JSC への報告〕

PADRE は、対外試合および第26条で定められた以外の練習を行う場合、あらかじめ南山本 JSC に報告し、試合結果等の報告を速やかに行う。

## 第4章 表彰

### 第31条〔表彰〕

PADRE は、南山本 JSC および PADRE の発展に寄与、貢献したメンバーに対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

### 第32条〔表彰事由〕

PADRE は、メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) PADRE でのサッカー（試合・練習）において、素晴らしい活躍をしたと認められる場合。
- (2) 南山本 JSC（およびその子供たち）に好影響を与え、その発展に貢献したと認められる場合。
- (3) PADRE 活動に積極的に参加し、PADRE の地位と評価向上に貢献したと認められる場合。
- (4) サッカーを愛し、サッカーおよび PADRE 活動を通じて、周囲（子供、家庭、職場、地域）との関係を良好なものにしたと認められる場合。
- (5) その他、前各号に準ずる行為が認められる場合。

### 第33条〔表彰の決定と時期〕

表彰の決定は総務委員会が行い、表彰の時期においても総務委員会が決定する。

## 第5章 会計

### 第34条〔経費〕

PADRE の経費は、会員の納める会費・寄付金・補助金・その他の収入により支弁する。

### 第35条〔会費〕

PADRE 運営および南山本 JSC のサポートに関する必要経費として、年1回（4月）、一人当たり2,000円を現金にて徴収することとし、領収書を発行する。但し、スポーツ安全保険料は別途徴収する。

なお、中途登録については4月1日を基点とし月割り計算された額を徴収することとし、退団者については年会費の返却は理由の如何に関わらず一切行わないものとする。

#### 第36条〔臨時会費〕

PADRE 運営および南山本 J S C のサポートに関する資金不足等により、追加の資金需要が生じた際、総会または臨時総会において出席者の2分の1以上の賛成を得て、臨時会費を徴収することができる。

#### 第37条〔財政管理〕

PADRE の資金管理および処分は、代表並びに財務委員会が行う。

#### 第38条〔会費免除〕

次の号で定める会員で代表並びに総務委員会が相当と認めるときは、会費を免除することができる。

(1) 南山本 J S C の現スタッフ

#### 第39条〔会費滞納〕

会費の納入を2ヶ月以上滞った会員に対して、代表または財務担当委員より会費の納入を依頼する。その後、1ヶ月以内に納入無き会員は、会員登録を解除する。

#### 第40条〔解散〕

PADRE が解散する場合、PADRE が保有する資金並びに資産の全てを南山本 J S C に寄贈するものとする。

#### 第41条〔予算〕

予算は、財務担当委員が該当年度実績に基づいて関係者と協議の上、次年度各専門委員会の予算配分を決定し、臨時総会において承認を得るものとする。

#### 第42条〔PADRE 基金〕

PADRE は、選手育成またはサポートに関する備品を南山本 J S C に寄贈する為に、年度決算余剰金の50%を基金として積み立てる。

#### 第43条〔PADRE 基金の用途〕

PADRE は、前項基金を南山本 J S C の承認を前提に、次に定める事項に拠出する。

- (1) 南山本 J S C の備品の内、練習および試合に必要な物で、尚且つ南山本 J S C での購入が難しい物
- (2) 南山本 J S C の卒団生への記念品
- (3) その他、PADRE 会員の申し出並びに南山本 J S C の依頼により、総務委員会が認めた物

#### 第44条〔決算〕

財務担当委員は、会計年度終了後45日以内に決算報告を行う。

決算は、全ての財源およびその用途、経理状況について、監事の正確であるとの証明を付して臨時総会において報告し、承認を受けなければならない。

#### 第45条〔帳票類の公開〕

会計に関する帳票について、会員または南山本 J S C の請求があった場合は、いつでも公開するものとする。

#### 第46条〔会計年度〕

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 総会

#### 第47条〔総会〕

総会は、毎年度12月に開催する年次総会および代表が必要に応じて召集する臨時総会で、年1回以上開催するものとする。

## 第7章 改正

#### 第48条〔改正〕

本規程の改正は、年次総会および臨時総会において会員・関係者の3分の2以上の賛成と、南山本 J S C の了承を経て、これを行なうものとする。

## 第8章 附則

#### 第49条〔施行〕

本規程は、2007年11月11日から施行する。

(改訂) 2008年12月27日

以上